

景観配慮事例のご紹介（屋外広告物）

尾道市では、良好な景観を形成するため、平成 22 年 4 月から市全域を景観計画区域とし、建物等の形態意匠だけでなく、景観に影響を与える屋外広告物についても、制限を定めています。

特に、尾道三山とそこに広がる市街地のある尾道水道周辺地域は、尾道の顔ともいえる特色ある景観を持つエリアであり、景観の「重点地区」として積極的に景観の形成を図る必要があります。

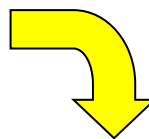
この度、市民や観光客に親しまれている尾道水道海岸において、尾道らしい海辺景観の形成にご協力いただきました事例を紹介します。

【ご協力者】しまなみ信用金庫 様 、三井不動産リアルティ中国株式会社 様

【ご協力年月】令和 4 年 2 月

【景観配慮内容】尾道水道及び対岸の向島を望む海辺の眺望を楽しめるよう屋外広告物の高さを変更
【現地写真】

【改修前】



【改修後】



場所：

尾道市土堂二丁目 8-8

しまなみ信用金庫尾道支店・
三井不動産リアルティ中国株式
会社駐車場

【ご協力者より】しまなみ信用金庫 様 、三井不動産リアルティ中国株式会社 様

駐車場の隣にはウッドデッキで作られた休憩スペースがあり、多くの観光客や市民の皆さまの憩いの空間となっており、渡船が行き交う尾道水道の景色や、対岸にある造船所のクレーンなど、尾道らしい特有の景観が望める場所なので、市の景観に対する取り組みに協力できたことを嬉しく思います。また、これまでも、当金庫の屋上広告物の撤去などにも協力させていただきましたが、これからも可能な限り協力させていただき、こうした事例が増えていくことで、景観への理解が進むことを期待します。

しまなみ信用金庫は、地域に根付いた街のパートナーバンクとして、三井不動産リアルティ中国株式会社は、住まいや街が持つ価値を活かしていく企業として、お客様一人ひとりのニーズに合わせたサービスでお答えさせていただきますので、安心してご相談ください。